

評議員、理事及び監事に対する  
報酬等の支給に関する規程

社会福祉法人 若狭福社会

## 評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若狭福社会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第22条の規定に基づき、評議員、理事及び監事に対する報酬等（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常務理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常務理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものをいう。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、非常勤役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。

### (報酬等の額)

第4条 この法人の評議員、理事及び監事に対する報酬は、各年度の総額が10,000円を超えない範囲で、評議員会において定める報酬等の支給に関する規程により支給する。

### (費用弁償)

第5条 この法人の評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを支払うことができるものとする。

2 評議員及び役員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、職員の出張旅費基

準に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日以降、最初に招集される定時評議員会から施行する。